

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原四丁目3番29号  
**三精テクノロジーズ株式会社**

取締役社長執行役員 良知 昇

## 第 72 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、ご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより、ご来場いただくことなく議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルク大阪5階「カナール」
3. 目的事項

- 報告事項
1. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までにご行使ください。

##### (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
  2. 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansei-technologies.com/>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sansei-technologies.com/>) に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染予防および拡大防止に関するお知らせ

《株主さまへのお願い》

・新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、本株主総会にご来場される株主さまは、株主総会当日までの感染状況やご自身の体調をよくお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防に十分ご配慮ください。

なお、本年は、お土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

・発熱や咳などの症状がある方は、ご入場をお断り致します。ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方などにおかれましても、ご来場を見合わせいただきますようお願い申し上げます。

・議決権行使書用紙に記載されたQRコードをスマートフォンで読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなくスムーズに議決権をご行使いただけますので是非ご活用ください。

《感染リスクを低減するための当社の対応》

・当社の運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応致します。

・受付前において、ご入場されるすべての株主さまに検温させていただき予定です。また、受付周辺に消毒液を設置致します。

・会場内での感染リスクを低減するために、座席の間隔を広げて配席致します。これに伴い、座席の数が例年よりも少なくなりますので、入場制限をさせていただく場合があります。ご承知おきください。

その他にも感染予防のための措置を適宜講じる所存ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

《その他》

今後の状況により本株主総会の開催日時や場所、運営方法に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせ致します。

<https://www.sansei-technologies.com/ir/press/>

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早目の行使をお願い致します。

(2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱い致します。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱い致します。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)


- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお問い合わせ致します。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社にてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行 証券代行部

 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

# 事 業 報 告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。このため、前期と会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明においては売上高の前期比率(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の自粛と緩和が繰り返される中で、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られましたが、半導体関連部品の供給不足や原材料価格の上昇、また国際情勢の緊迫化などが加わり、世界経済の先行きは再び不透明な状態となりました。

当社のお取引先である国内外の遊園地やテーマパーク、劇場などのエンターテインメント関連業界では、新たな変異株の出現に対応した断続的な人流抑制の影響はありましたが、年度後半において入場者数を段階的に引き上げて運営するなど、徐々に回復の動きが出てきています。

このような環境下、当社グループは遊戯機械・舞台設備・昇降機の各事業部門で、業績の向上に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の事業別受注額につきましては、遊戯機械事業は国内外でのテーマパークの営業再開に伴って新規投資や補修部品の需要が顕在化していることにより20,080百万円(前期比80.1%増)、舞台設備事業は改修案件が減少となったものの公共ホールなどの新設案件が好調だったことにより13,350百万円(前期比0.5%増)、昇降機事業は新設・改修とも受注を伸ばし6,406百万円(前期比10.1%増)となり、受注額合計では39,838百万円(前期比31.7%増)となりました。

売上高につきましては、遊戯機械事業は前期の受注減少を受けて国内外で大型案件の工事が減少したことにより売上高は15,069百万円、舞台設備事業は大型の改修工事が順調に進捗したことに加え、コンサート・イベント向けの仮設舞台装置の需要も回復してきたことなどから売上高は13,253百万円、昇降機事業は前期に受注が積み上がった公共施設や集合住宅用の改修工事が着実に進捗したことなどから売上高は6,022百万円となり、全体の売上高は34,404百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は海外の一部顧客宛て債権の回収リスクに対し貸倒引当金の計上を行ったことなどにより1,040百万円(前期比26.9%減)と減益となりました。しかしながら、経常利益は保険収入や助成金などの営業外収益の計上により1,880百万円(前期比21.8%増)と増益となり、加えて特別利益に投資有価証券売却益、固定資産売却益を計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益は1,448百万円(前期比92.8%増)と増益となりました。

## (2) 設備投資および資金調達の様況

### ① 設備投資の様況

設備投資につきましては、工場生産設備、演出装置のほか、保守管理システムに関する投資などを主体に709百万円実施致しました。その主なものは次のとおりであります。

機械装置：256百万円、ソフトウェア：237百万円、工具器具備品：83百万円

### ② 資金調達の様況

資金調達の様況につきましては、Vekoma社買収の借入金及び運転資金の借入金の返済中心に期末借入金残高は前期に比べ3,716百万円減少し、17,121百万円となりました。

## (3) 財産および損益の様況の推移

区 分	第69期	第70期	第71期	第72期
	2018. 4. 1から 2019. 3. 31まで	2019. 4. 1から 2020. 3. 31まで	2020. 4. 1から 2021. 3. 31まで	(当連結会計年度) 2021. 4. 1から 2022. 3. 31まで
受 注 高 (注) (百万円)	60,601	39,787	30,253	39,838
売 上 高 (百万円)	52,794	45,077	36,537	34,404
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,746	1,420	751	1,448
1株当たり当期純利益	148円87銭	76円95銭	40円62銭	78円29銭
総 資 産 (百万円)	69,188	64,979	66,438	65,401
純 資 産 (百万円)	30,481	30,116	31,679	33,073
1株当たり純資産	1,645円77銭	1,619円85銭	1,703円95銭	1,777円15銭

注) 受注高はレジャー・サービス業および不動産賃貸営業を除いております。

## (4) 重要な子会社の様況

### ① 重要な子会社の様況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社サンセイメンテナンス	20 百万円	100 %	エレベーター等 据付・保守改修業(注)1
サンセイメンテナンス株式会社	10	100	エレベーター等 据付・保守改修業(注)1
株式会社サンエース	10	100	遊戯施設営業
サンセイファシリティーズ株式会社	10	100	ビル管理請負業 発送業務請負業
株式会社テルミック	23	100	コンサートおよびテレビ局等での電 飾・機械装置の製作・設置・操作
Sansei Technologies Inc.	29.4 百万 米ドル (注)2	100	米国国内における持株会社
S&S Worldwide, Inc.	15.8 百万 米ドル (注)2	間接100	遊戯機械の設計・製造・施工・ 販売業
Vekoma Rides B.V.	3.5 百万 ユーロ	100	遊戯機械の設計・製造・施工・ 販売業

(注) 1 株式会社サンセイメンテナンスは西日本地区を、サンセイメンテナンス株式会社は東日本地区をそれぞれ管轄しております。

(注) 2 資本金に資本剰余金を含めて記載しております。

- ② 事業年度末における特定完全子会社の状況  
該当する事項はありません。

## (5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化しつつあり、国内外で経済活動は徐々に回復傾向を辿るものと見られます。一方で足元では、需要増加による資源・原材料価格の上昇や、国際情勢の不安定化などにより、世界経済の先行きは予断を許さない状況ともなっています。

コロナ下では、人々の行動自粛によるエンターテインメント市場の急激な縮小が浮き彫りとなり、当社も国内外で厳しい受注環境に置かれました。今後の市場回復局面においては、顕在化する需要の着実な取り込みと、そのための営業力強化・新製品開発、更には、パンデミック下でも安定した収益を計上できる事業構造への変革、これら持続的な成長を支える経営基盤の強化などを経営課題として取り組んで参ります。

### ①需要回復に向けた各事業分野での成長戦略

遊戯機械事業においては、当社、S&S社、Vekoma社の3社での事業連携を一段と推進します。特に、最大市場である北米や成長性の高い東アジア・中東での営業力強化、ニーズの見込める分野に絞った新製品開発などによりグローバルなマーケティングを推進し、回復の兆しが見える遊戯機械市場の需要取り込みを進めていきます。

舞台設備事業においては、テルミックでコンサートやイベントの本格的な回復を捉えた受注獲得に注力する他、デジタル・リモート化技術を活用した新しい演出手法や、I Rを展望した大型劇場などに対応するツールやシステムの開発を進め、総合エンターテインメント企業を目指した事業の拡充に取り組みます。

昇降機事業については、保守や改修分野も含めた安定的事業としての位置づけから事業の拡大を図っていきます。加えて、昇降機技術を応用して、産業用やモニュメント・アート系展示物などの新領域向けの製品開発も進めます。

### ②新たな柱となる事業分野への参入、構築の検討

既存事業分野の収益性を高めると共に、経済環境の変動に左右されにくい収益基盤の構築を目的に、戦略的な事業提携やM&Aなど、インオーガニックな取り組みによる新たな事業分野への参入を積極的に検討していきます。



### ③経営基盤の強化

サステナブルな企業成長を支えるため、経営基盤への投資、強化に取り組みます。具体的には、業務の生産性向上のため、経営管理に関わる主要システムの抜本的改定と周辺システムの構築に加えて、人材への投資として、多様な視点や価値観を持つ人材の採用・育成の推進、柔軟で働きやすい労働環境の整備、人事制度の見直し、さらに環境問題への対応として、太陽光発電の導入、設計・生産・施工での環境負荷軽減などに取り組んで参ります。

### (6) 主要な事業内容

事業内容	主要製品
舞台設備関連事業	舞台機構、吊物装置、音響装置、照明装置等の製造販売。 コンサート・テレビ局・舞台・イベント等での電飾、機械装置の製作、設置および操作。
遊戯機械事業	各種コースター、スカイタワー、ワンダーホイール、急流すべり、ジャングルマウス、スプラッシュフォール等の製造販売。
昇降機事業	エレベーター等の装置および特殊機構の製造販売。
保守改修部門	上記各製品の保守および改修。
不動産賃貸営業	不動産および駐車場の賃貸営業。
レジャー・サービス業	国内における遊園地において、遊戯施設の運営管理。

## (7) 主要な営業所および工場

当社	事業所名	所在地
	大阪本社	大阪府大阪市
	神戸事業所	兵庫県神戸市
	東京支店他5営業所	東京都新宿区他
株式会社サンセイメンテナンス	大阪府大阪市	
サンセイメンテナンス株式会社	東京都新宿区	
株式会社サンエース	大阪府大阪市	
サンセイファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市	
株式会社テルミック	東京都台東区	
Sansei Technologies Inc.	米国 カリフォルニア州	
S&S Worldwide, Inc.	米国 ユタ州	
Vekoma Rides B.V.	オランダ リンブルフ州	

## (8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,157名	△15名	41.7才	12.9年

### ② 当社使用人の状況

使用人数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
301名	△3名	43.4才	16.3年

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 39,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,332,057株 |
| ③ 当期末株主数   | 5,807名      |
| ④ 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
丸一鋼管株式会社	1,207	6.52
京阪神ビルディング株式会社	828	4.47
株式会社三井住友銀行	805	4.35
株式会社三十三銀行	805	4.35
株式会社西島製作所	801	4.33
三井住友ファイナンス&リース株式会社	693	3.74
三井住友カード株式会社	692	3.74
住友不動産株式会社	584	3.15
鳥海 紳悟	552	2.98
鳥海 貴子	539	2.91

(注) 当社は、自己株式827,249株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行 決議日	保有 人数	新株 予約権 の数	目的となる 株式の 種類と数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使 期間
第1回 新株予約権	2015年 7月9日	取締役 (注1) 2名	139個 (注2)	普通株式 13,900株	1個当たり 60,600円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2015年 8月8日～ 2045年 8月7日
第2回 新株予約権	2016年 7月14日	取締役 (注1) 4名	245個 (注2)	普通株式 24,500株	1個当たり 54,700円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2016年 8月13日～ 2046年 8月12日
第3回 新株予約権	2017年 7月13日	取締役 (注1) 5名	240個 (注2)	普通株式 24,000株	1個当たり 75,200円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2017年 8月12日～ 2047年 8月11日
第4回 新株予約権	2018年 7月12日	取締役 (注1) 5名	175個 (注2)	普通株式 17,500株	1個当たり 131,800円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2018年 8月11日～ 2048年 8月10日
第5回 新株予約権	2019年 7月11日	取締役 (注1) 5名	269個 (注2)	普通株式 26,900株	1個当たり 82,200円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2019年 8月10日～ 2049年 8月9日
第6回 新株予約権	2020年 7月16日	取締役 (注1) 5名	560個 (注2)	普通株式 56,000株	1個当たり 40,100円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2020年 8月8日～ 2050年 8月7日
第7回 新株予約権	2021年 7月8日	取締役 (注1) 5名	396個 (注2)	普通株式 39,600株	1個当たり 64,300円	1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	2021年 8月7日～ 2051年 8月6日

(注) 1. 社外取締役および監査役には、新株予約権を付与しておりません。

2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給しており、この報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺しております。

3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪

失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

- ・新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名のみにも帰属した場合に限り、その相続人は、新株予約権を行使することができます。
- ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

新株予約権の名称		第7回新株予約権
使用人等への交付状況	当社執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	新株予約権の数：223個 目的となる株式数：22,300株 交付者数：13名

(注) 第7回新株予約権の概要は、「①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

### (3) 取締役および監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中川 実	取締役会議長
代表取締役社長執行役員	良知 昇	CEO
代表取締役副社長執行役員	大志万 公博	ニューテクノロジー&ビジネス開発室主担当役員
取締役常務執行役員	宮崎 和也	CTO兼生産本部長
取締役常務執行役員	野口 幸男	舞台機構事業本部長 兼ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員
取締役	アイアトン・ウィリアム	アイアトン・エンタテインメント(株) 代表取締役
取締役	大野 忠士	筑波大学 名誉教授 筑波大学 ビジネスサイエンス系 客員教授
取締役	安藤 よし子	キリンホールディングス(株) 社外監査役 JFEホールディングス(株) 社外取締役
監査役(常勤)	小林 久員	
監査役	池口 毅	弁護士 徳洲会インフォメーションシステム(株) 監査役 公益財団法人メンタルヘルス岡本記念財団 監事
監査役	安川 喜久夫	(株)ゲノム創薬研究所 代表取締役社長 MICS化学(株) 社外取締役
監査役	垣内 明彦	

- (注) 1. 取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
3. 監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役池口毅および安川喜久夫の両氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。
5. 社外取締役アイアトン・ウィリアム、大野忠士および安藤よし子の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 社外監査役池口毅、安川喜久夫および垣内明彦の各氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査役小林久員氏は、当社の財務経理部長および経営管理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 当該事業年度末日後における取締役の地位および担当ならびに重要な兼職が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	変更前	変更後	
大志万 公博	代表取締役副社長執行役員 ニューテクノロジー&ビジネス開発室主担当役員	代表取締役副社長執行役員	2022年 4月1日

#### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、任意の諮問委員会である報酬委員会からの答申を踏まえ、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を以下の内容で決議致しました。

##### ア 基本的な方針

取締役の報酬は、固定報酬としての「月額基本報酬」および「株式報酬型ストックオプション」、業績連動報酬としての「賞与」により構成する。取締役および監査役の報酬は、株主総会で決議された上限の範囲内において決定する。報酬の基本方針として、株主の負託に応えるべく、役員の実績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に寄与する報酬体系とする。

##### イ 固定報酬の算定方法の決定方針など

固定報酬は、外部調査機関による他社水準データや当社社員の給与水準等を勘案したうえで、役職や職務内容に応じた金額とし、そのうち「月額基本報酬」については社員の給与支給日と同日に支給する。

##### ウ 非金銭報酬の決定方針など

株式報酬型ストックオプションは、株価上昇メリットのみならず下落リスクも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、役職や職務内容に応じ、固定報酬の一定割合を毎年一定の時期に割り当てる。

##### エ 業績連動報酬の決定方針、業績指標の内容など

業績連動報酬である賞与は、業績や営業活動の成果を反映する連結経常利益・同利益率・受注高等の実績をベースに、中期経営計画の進捗、企業価値向上に寄与する成果等への貢献度を総合的に勘案して算定し、毎年一定の時期に支給する。

##### オ 固定報酬ならびに業績連動報酬の割合の決定方針

月額基本報酬、株式報酬型ストックオプションおよび賞与の構成割合については、基本方針を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬（賞与）の割合が高まる構成として報酬委員会において検討を行い、同委員会の答申内容を踏まえてその範囲内で個人別の報酬等の内容を決定する。

##### カ 報酬等の内容についての決定方法、決定に係る委任に関する事項

月額基本報酬、株式報酬型ストックオプションおよび賞与の各取締役への個人の配分については、報酬委員会において個人別の配分方針等について審議し、取締役会に対して答申を行い、具体的な金額については、取締役会より一任された代表取締役社長が基本方針に基づき決定する。

##### キ その他重要な事項

社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、固定報酬としての月額基本報酬のみとする。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第69期定時株主総会において年額270百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2014年6月27日開催の第64期定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として年額30百万円以内、新株予約権総数の上限を年1,000個以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第67期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長執行役員良知昇に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。委任した権限の内容は、各取締役の月額基本報酬およびストックオプションの額の決定ならびに各取締役への賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績や企業価値向上への貢献度を評価するには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し取締役会への答申を得るものとしております。当該手続きを経て個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本 報酬	非金銭 報酬等	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	227,362 (36,000)	158,100 (36,000)	25,462 (-)	43,800 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	38,340 (19,440)	38,340 (19,440)	-	-	4 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であり、その内容および交付状況は「(2) 新株予約権等の状況(2022年3月31日現在)」に記載のとおりです。



3. 業績連動報酬等の算定に際しては、当年度の業績および事業活動の成果を的確に表す指標として、連結経常利益、同利益率および受注高等を選定しております。それをもとに、個人ごとの業績への貢献、中期経営計画の進捗ならびに企業価値向上への寄与度などを勘案し、金額を決定しております。なお、当該業績指標に関する実績や推移は、「1. (1) 事業の経過および成果、(3) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における社外取締役の主な活動状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	主な活動状況など
アイアトン・ウィリアム	<p>当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しています。企業経営者としてグローバルで豊富な経験と高い見識を活かして適切な意見・助言を述べるなど、業務執行の監督等に十分な役割を果たしています。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の委員長を務めています。当事業年度において2回開催された報酬委員会にすべて出席し、審議の充実に主導的な役割を果たしています。</p>
大野 忠 士	<p>当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しています。ビジネス科学研究の専門家としての高い見識を活かし幅広い観点から意見表明を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定とコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務めています。当事業年度に開催された両委員会にすべてに出席し、活発な審議に参画しています。</p>
安 藤 よし子	<p>当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席しています。雇用・労働の幅広い分野での豊富な見識を活かし人事労務や組織運営などの幅広い観点から意見表明を適宜行うなど、適正な意思決定に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の任意の諮問機関である指名委員会の委員長を務めています。当事業年度において2回開催された指名委員会にすべて出席し、審議の充実に主導的な役割を果たしています。</p>

## ② 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
池 口 毅	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席し、弁護士としての専門的知見を活かし意見を述べています。
安 川 喜久夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。
垣 内 明 彦	当事業年度開催の取締役会13回中13回、監査役会14回中14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験を活かし意見を述べています。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3氏および社外監査役3氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、第三者等から損害賠償請求をされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および国内外連結子会社の取締役、監査役、執行役員などの主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (8) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が支払うべき報酬等の額	32,000千円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	-千円
①及び②の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、当該会計監査人を解任致します。

また、監査役会は、監査役会の定める会計監査人選定・評価基準に従って、会計監査人の解任または不再任を妥当または相当と認めるときは、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を一部改定する決議を致しました。

改定後の当該方針の内容は次のとおりであります。

##### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存および管理は、法令および当社で定める文書を含む情報の作成・保存・管理に関する規程に基づき厳正に管理します。
- ②管理本部は、会社の重要な情報の適時開示を所管し、情報を迅速かつ網羅的に収集する体制を整備します。

##### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①全社的なリスク管理は、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会が行います。
- ②各部門長は、リスク管理基本規程に基づき、リスクを管理します。
- ③当社製品の安全性確保・品質向上については、品質改善会議において、定期的に見直し推進管理を行います。
- ④緊急事態に備え「緊急事態・重大リスク発生時の対応体制」を制定し、緊急時の社員の役割を明確化します。

##### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を、毎月1回、必要に応じて適宜、臨時に開催し、法令・定款・取締役会規則に従い、重要事項について、的確かつ迅速な意思決定と業務執行状況の監督を行います。
- ②役員人事、組織、事業計画等全社的な重要事項については、取締役専務執行役員以上の取締役および社長が指名する者で構成する経営会議において協議した上で、取締役会に上程します。監査役は、経営会議に出席し意見を述べることが出来るものとします。
- ③各部門長が出席する部長会を必要に応じて開催し、意見を集約した上、業務を執行します。
- ④管理職等が出席する全国正副ライン長会議を開催し、期初に業務方針を検討し徹底します。

**(4) 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社の全役員・社員は、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより社会人としての正しい姿勢・行動規範を遵守するために「三精テクノロジー株式会社倫理規程」を制定し、周知徹底します。
- ② 法務監査室は、全社的なコンプライアンスの整備および実施の状況を内部監査します。
- ③ 内部通報制度を設けて、コンプライアンスに反する行為を早期に発見、是正します。
- ④ 社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会は、コンプライアンス体制の点検および整備を行います。

**(5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**1) 子会社の取締役の職務の執行に係る報告に関する体制**

当社は、各子会社に取締役を派遣し、各子会社の取締役会にて経営の報告を受けます。

**2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理を担当する機関としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社のリスク管理に関する基本方針を遵守させます。

**3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、グループ中期経営計画を策定し、当該事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分を定めます。
- ② 当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

**4) 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ① 当社は、グループ倫理規程を作成し、当社グループのすべての役職員に周知徹底し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ② 当社グループにおいては、各子会社に、規模や業態等に応じて、適正数の監査役を配置するとともに、当社の法務監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する内部監査を実施します。
- ③ 当社は、当社グループの役職員が外部弁護士等に対し、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当社の取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役からの要請があれば、その職務を補助する使用人を配置することとし、その人事は取締役と監査役が協議して決定します。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

1) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は、取締役会、経営会議、部長会その他重要な会議に出席し、取締役から重要事項の報告を受けます。
- ② 取締役および使用人は、
  - (a) 会社に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
  - (b) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告します。

2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、職務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
- ② 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行います。

(8) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。
- ② 当社グループの内部通報制度において当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務は当社がその全額を負担し、その処理については必要に応じて監査役と協議します。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は、監査役会規則に基づき、代表取締役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見の交換や必要な要請を行います。
- ②当社の監査役は、会計監査人、当社法務監査室等と定期的に協議し、当社グループにおける会計監査、内部監査、コンプライアンス・リスク管理等の現状について意見交換をします。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制を構築するとともに、その体制が有効に機能していることを継続的に評価し、必要な体制の是正を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除します。そのため、対応統括部署を設置し、所轄警察署や顧問弁護士等との連携体制を整備します。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行に係る体制の運用状況

当社は、当期において定時の取締役会を13回開催し、取締役会規則に基づき経営に関する重要事項について議論および決議をしました。また必要に応じて社内諸規程を見直しました。

社外取締役は、取締役会において豊富な経験と知識を踏まえた意見を述べるとともに、監査役は、公正かつ客観的な立場から活発に意見を述べており、取締役の職務の適正性および効率性を高めています。

## (2) リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループにおける事業遂行上のリスクを洗い出し、リスクの度合いや対応策、リスク管理の状況や改善策を審議・検討しました。また、品質改善会議を開催し、製品の安全性確保および品質向上について審議し、品質マネジメントシステムに則りPDCAを推進しました。

## (3) コンプライアンス

当社は、社内および社外に内部通報窓口を設置し役職員からの通報、相談等を随時受け付ける運用を整備しています。また、コンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス体制全般に関わる課題や対応策を審議・検討しました。

## (4) 監査体制

当社の監査役は、年間監査計画に基づき、当社およびグループ各社の監査役監査の実施のほか、取締役会その他重要な会議に出席し業務執行の状況をモニタリングするとともに、必要な情報収集を行いました。また、会計監査人と年7回会計監査や内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行いました。当社の法務監査室は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

## (5) 財務報告に係る内部統制システム

当社の法務監査室は、財務報告の信頼性確保のために、会計監査人と連携を取りながら、当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし有効性評価を行いました。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営環境の変化や金融商品取引法による大規模買付行為に関する規制が浸透したことに鑑み、2016年6月29日開催の第66期定時株主総会終結時に有効期間が満了した「大規模買付行為への対応方針」を継続しないこととしました。もっとも、今後大規模買付行為を行おうとする者が現れた場合には、当社は、企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための情報の収集や開示に努めるとともに、関係法令および当社定款の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。



# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,435,002</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,366,166</b>
現金及び預金	14,225,298	支払手形及び買掛金	2,173,831
受取手形、売掛金及び契約資産	18,756,079	短期借入金	3,965,110
電子記録債権	276,606	一年内返済予定の長期借入金	1,365,520
仕掛品	498,927	未払法人税等	400,806
原材料及び貯蔵品	2,477,804	未払消費税等	306,004
その他	2,076,551	契約負債	6,298,307
貸倒引当金	△876,265	賞与引当金	516,852
<b>固定資産</b>	<b>27,966,745</b>	役員賞与引当金	32,712
<b>有形固定資産</b>	<b>10,387,865</b>	工事損失引当金	141,304
建物及び構築物	4,943,983	その他	2,165,716
機械装置及び運搬具	703,035	<b>固定負債</b>	<b>14,962,524</b>
土地	4,239,690	長期借入金	11,790,693
建設仮勘定	129,597	繰延税金負債	847,195
その他	371,559	退職給付に係る負債	2,277,312
<b>無形固定資産</b>	<b>9,717,314</b>	その他	47,322
のれん	8,156,084	<b>負債合計</b>	<b>32,328,690</b>
その他	1,561,230	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,861,565</b>	<b>株主資本</b>	<b>30,317,252</b>
投資有価証券	5,824,405	資本金	3,251,279
長期貸付金	19,325	資本剰余金	2,442,954
繰延税金資産	1,036,901	利益剰余金	25,039,798
その他	981,395	自己株式	△416,780
貸倒引当金	△462	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,568,594</b>
		その他有価証券評価差額金	1,866,272
		繰延ヘッジ損益	76
		為替換算調整勘定	697,940
		退職給付に係る調整累計額	4,305
		<b>新株予約権</b>	<b>187,210</b>
<b>資産合計</b>	<b>65,401,748</b>	<b>純資産合計</b>	<b>33,073,057</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>65,401,748</b>

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,404,350
売 上 原 価		24,439,880
売 上 総 利 益		9,964,469
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,924,175
営 業 利 益		1,040,293
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,611	
受 取 配 当 金	142,232	
保 険 配 当 金	340,502	
受 取 貸 貸 料	37,034	
助 成 金 収 入	452,656	
そ の 他	95,604	1,071,642
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	223,161	
支 払 手 数 料	5,399	
為 替 差 損	1,312	
そ の 他	1,553	231,426
経 常 利 益		1,880,508
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	309,483	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	351,101	660,585
税金等調整前当期純利益		2,541,093
法人税、住民税及び事業税		1,119,109
法人税等調整額		△26,755
当 期 純 利 益		1,448,739
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,448,739

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,251,279	2,442,954	24,284,998	△416,548	29,562,683
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△693,939		△693,939
親会社株主に帰属する当期純利益			1,448,739		1,448,739
自己株式の取得				△231	△231
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	754,800	△231	754,568
当 期 末 残 高	3,251,279	2,442,954	25,039,798	△416,780	30,317,252

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 子 株 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 げ 損 益	為 替 換 算 定 額 調 整	議 決 権 等 有 限 有 限 公 司 持 分 等	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,078,321	3,418	△88,677	△23,918	1,969,143	147,408	31,679,235
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△693,939
親会社株主に帰属する当期純利益							1,448,739
自己株式の取得							△231
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△212,049	△3,341	786,617	28,223	599,451	39,801	639,252
当 期 変 動 額 合 計	△212,049	△3,341	786,617	28,223	599,451	39,801	1,393,821
当 期 末 残 高	1,866,272	76	697,940	4,305	2,568,594	187,210	33,073,057

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,637,995</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,173,597</b>
現金及び預金	4,734,570	支払手形及び買掛金	2,528,668
受取手形、売掛金及び契約資産	6,782,090	短期借入金	2,500,000
電子記録債権	219,522	関係会社短期借入金	3,500,000
仕掛品	246,115	一年内返済予定の長期借入金	1,100,000
原材料及び貯蔵品	521,765	未払費用	204,195
その他	133,931	契約負債	953,077
<b>固定資産</b>	<b>36,489,052</b>	賞与引当金	192,229
<b>有形固定資産</b>	<b>4,852,509</b>	工事損失引当金	50,832
建物	2,056,018	その他	144,594
構築物	6,258	<b>固定負債</b>	<b>12,681,090</b>
機械及び装置	75,395	長期借入金	11,000,000
車両運搬具	3,305	退職給付引当金	1,336,305
工具、器具及び備品	175,937	繰延税金負債	344,735
土地	2,433,792	その他	50
建設仮勘定	101,802	<b>負債合計</b>	<b>23,854,688</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>278,735</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	266,087	<b>株主資本</b>	<b>23,218,800</b>
電話加入権	9,679	資本金	3,251,279
その他	2,969	資本剰余金	3,055,279
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,357,807</b>	資本準備金	2,989,057
投資有価証券	5,821,647	その他資本剰余金	66,221
関係会社株式	25,015,034	<b>利益剰余金</b>	<b>16,966,123</b>
差入保証金	161,685	利益準備金	434,000
事業保険金	186,891	その他利益剰余金	16,532,123
その他	172,549	固定資産圧縮積立金	278,850
		別途積立金	9,320,000
		繰越利益剰余金	6,933,273
		<b>自己株式</b>	<b>△53,882</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,866,349</b>
		その他有価証券評価差額金	1,866,272
		繰延ヘッジ損益	76
		<b>新株予約権</b>	<b>187,210</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>25,272,360</b>
<b>資産合計</b>	<b>49,127,048</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>49,127,048</b>

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,681,898
売 上 原 価		14,671,908
売 上 総 利 益		3,009,990
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,273,880
営 業 利 益		736,109
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,799	
受 取 配 当 金	1,177,260	
そ の 他	42,684	1,221,744
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	143,882	
支 払 手 数 料	5,399	
そ の 他	1,379	150,661
経 常 利 益		1,807,192
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	351,101	351,101
税 引 前 当 期 純 利 益		2,158,293
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	271,000	
法 人 税 等 調 整 額	129,716	400,716
当 期 純 利 益		1,757,577

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,251,279	2,989,057	66,221	3,055,279
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,251,279	2,989,057	66,221	3,055,279

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		その他利益剰余金			
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	434,000	278,850	9,320,000	5,869,634	15,902,485
当期変動額					
剰余金の配当				△693,939	△693,939
当期純利益				1,757,577	1,757,577
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	1,063,638	1,063,638
当期末残高	434,000	278,850	9,320,000	6,933,273	16,966,123

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△53,650	22,155,394	2,078,321	3,418	2,081,739	147,408	24,384,542
当期変動額							
剰余金の配当		△693,939					△693,939
当期純利益		1,757,577					1,757,577
自己株式の取得	△231	△231					△231
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△212,049	△3,341	△215,390	39,801	△175,588
当期変動額合計	△231	1,063,406	△212,049	△3,341	△215,390	39,801	887,817
当期末残高	△53,882	23,218,800	1,866,272	76	1,866,349	187,210	25,272,360

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

三精テクノロジー株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 田	豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三精テクノロジー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三精テクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

三精テクノロジーズ株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 田	豊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田	聡

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三精テクノロジーズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① Web会議システムなども活用し、取締役会その他重要な会議に出席、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

三精テクノロジー株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 久 員 ㊟

社外監査役 池 口 毅 ㊟

社外監査役 安 川 喜久夫 ㊟

社外監査役 垣 内 明 彦 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

### 期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績および今後の事業展開を勘案致しまして、以下のとおりと致したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭と致します。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額  
当社普通株式1株につき17円50銭と致したいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、323,834,140円となります。(これにより、中間配当金17円50銭を加えた年間配当金は、1株につき35円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) サステナビリティへの取組みの一環として保有資産を活用した太陽光発電を行うとともに、将来的には余剰発電量の売電も事業の一環として行うことを可能とすべく、現行定款第2条につき事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～21. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>22.～23. (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>1.～21. (現行どおり)</p> <p>22. <u>太陽光等の再生可能エネルギーによる発電及び売電事業</u></p> <p>23.～24. (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等)</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附 則</p> <p>① <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現任の取締役8名は任期満了となります。

つきましては、企業価値の更なる向上を図り、経営の健全性・透明性を一段と高めていくため、新任の社外取締役候補者1名および新任の取締役候補者1名を含む、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	なか がわ まこと 中 川 実 (1953年2月2日生)	2007年5月 当社顧問 2007年6月 当社取締役副社長執行役員生産本部長兼 品質・安全管理部担当 2008年6月 当社代表取締役副社長 2008年8月 当社代表取締役副社長兼東京支店長 2009年12月 当社代表取締役副社長 2010年4月 当社代表取締役社長 2018年4月 当社代表取締役会長 2020年6月 当社取締役会長（現任）	44,900株
2	ら ち のぼる 良 知 昇 (1959年5月7日生)	2016年5月 当社専務執行役員保守サービス本部長兼 生産本部副本部長 2016年6月 当社取締役専務執行役員保守サービス本部長兼 生産本部副本部長 2017年4月 当社代表取締役副社長兼企画担当兼 保守サービス本部長 2018年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	10,400株
3	みや ざき かず や 宮 崎 和 也 (1960年11月26日生)	1985年4月 当社入社 2006年12月 当社第一事業本部第二設計部長 2008年6月 当社昇降機事業本部設計部長 2013年4月 当社舞台機構事業本部設計部長 2015年7月 当社生産管理部長 2017年4月 当社執行役員生産管理部長 2018年4月 当社執行役員品質本部長 2018年6月 当社取締役執行役員品質本部長 2019年11月 当社取締役執行役員品質本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2021年4月 当社取締役常務執行役員 品質本部長兼生産本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2021年5月 当社取締役常務執行役員CTO兼生産本部長 2022年6月 当社取締役常務執行役員 神戸事業所長兼CTO兼生産本部長（現任）	7,700株
4	の ぐち ゆき お 野 口 幸 男 (1964年8月27日生)	1983年4月 当社入社 2007年6月 当社第一事業本部工務部長 2014年4月 当社舞台機構事業本部営業部長 2016年4月 当社執行役員舞台機構事業本部営業部長 2017年4月 当社執行役員舞台機構事業本部副本部長 2018年4月 当社執行役員舞台機構事業本部長 2018年6月 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長 2019年11月 当社取締役執行役員舞台機構事業本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員 2021年4月 当社取締役常務執行役員 舞台機構事業本部長兼 ニューテクノロジー&ビジネス開発室副担当役員（現任）	5,600株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する株式の数
5	※にしやま やす はる 西山 泰治 (1965年1月30日生)	1987年4月 千代田化工建設(株)入社 2002年4月 (株)ユー・エス・ジェイ (現 合同会社ユー・エス・ジェイ) 入社 2013年7月 当社入社 遊戯機械事業本部部長付部長 2013年10月 当社遊戯機械事業本部設計部長 2015年4月 当社執行役員遊戯機械事業本部設計部長 2016年4月 当社執行役員遊戯機械事業本部副本部長 2019年4月 当社常務執行役員遊戯機械事業本部長 (現任)	7,200株
6	アイアトン・ウィリアム (1955年12月6日生)	1976年6月 東宝東和(株)入社 1979年3月 MOVIE/TV MARKETING(株)入社 1988年7月 ワーナーブラザーズ映画(株)入社 日本代表 2006年6月 ワーナーエンターテイメントジャパン(株)代表取締役社長 2014年12月 同社相談役 2015年3月 同社相談役退任 2015年4月 アイアトン・エンタテインメント(株)設立代表取締役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任)  [重要な兼職の状況] 2015年4月 アイアトン・エンタテインメント(株)代表取締役	4,600株
7	おおのただし 大野 忠士 (1955年2月13日生)	2008年8月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 (現 筑波大学ビジネスサイエンス系) 教授 2012年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2020年4月 筑波大学名誉教授 (現任) 2021年5月 筑波大学ビジネスサイエンス系 客員教授 (現任)  [重要な兼職の状況] 2020年4月 筑波大学 名誉教授 2021年5月 筑波大学ビジネスサイエンス系 客員教授	12,800株
8	あんどう よしこ 安藤 よし子 (1959年3月17日生)	1982年4月 労働省入省 2013年7月 厚生労働省労働基準局労災補償部長 2014年7月 同省雇用均等・児童家庭局長 2015年10月 同省政策統括官 (労働担当) 2016年6月 同省政策統括官 (統計・情報政策担当) 2017年7月 同省人材開発統括官 2018年7月 同省退官 2019年3月 キリンホールディングス(株) 社外監査役 (現任) 2019年6月 当社社外取締役 (現任) 2020年6月 JFEホールディングス(株) 社外取締役 (現任)  [重要な兼職の状況] 2019年3月 キリンホールディングス(株) 社外監査役 2020年6月 JFEホールディングス(株) 社外取締役	4,200株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する株式の数
9	※ かわしま いさむ 川島 勇 (1959年2月20日生)	1981年4月 日本電気㈱入社 2009年4月 同社経理部長 2010年7月 同社経理部長 兼 財務内部統制推進部長 2011年6月 同社取締役 兼 経理部長 兼 財務内部統制推進部長 2011年7月 同社取締役執行役員 兼 CFO 2015年4月 同社取締役執行役員常務 兼 CFO 2017年4月 同社代表取締役執行役員常務 兼 CFO 2018年6月 同社常勤監査役 2020年11月 公益社団法人日本監査役協会 副会長・会計委員会委員長(現任)  [重要な兼職の状況] 2020年11月 公益社団法人日本監査役協会 副会長・会計委員会委員長	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏、安藤よし子氏および川島勇氏は社外取締役候補者であります。なお、アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。また、川島勇氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、アイアトン・ウィリアム氏、大野忠士氏および安藤よし子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。各氏の再任をご承認いただいた場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、川島勇氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
- (1) アイアトン・ウィリアム氏は、企業経営者としてのグローバルで豊かな経験と高い見識を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。これまで取締役会の審議等において、グローバルな経験と見識をいかした有益なご意見や助言をいただいておりますことから、引き続き、とりわけ当社グループの海外事業戦略の展開においてグローバルな見地から業務執行への助言および監督を適切に行っていただけるものと期待しております。
- (2) 大野忠士氏は、国際ビジネス分野での豊富な経験とビジネス科学研究専門家として多様な知見を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。専門的な知見に基づき取締役会において積極的にご発言をいただき、業務執行への監督に寄与していただいているほか、指名委員会および報酬委員会において有益なご意見を述べていただいていることから、引き続き、重要な事項の決定や業務執行への監督等の職務を専門的な立場から適切に遂行いただけるものと期待しております。
- (3) 安藤よし子氏は、長年にわたって国家公務員として労働行政における政策立案等に従事し、女性活躍推進をはじめとする雇用・労働の幅広い分野での豊富な経験と知見を有しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。これまで取締役会の審議等において、高い見識や他社の社外役員等のご経験を踏まえた有益なご意見をいただいておりますことから、引き続き、重要な事項の決定や業務執行への監督等の職務を客観的な立場から適切に遂行いただけるものと期待しております。
- なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関

与したことはありませんが、以上の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (4)川島勇氏は、日本電気株式会社において長年にわたりコーポレート部門や北米現地法人等において、経理・財務業務を担当した後、同社代表取締役執行役員常務兼CFOとして、同社グループ全体の財務戦略を統括し、経理・財務および企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、これらに基づく経営の監督と経営全般への助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. アイアトン・ウィリアム氏および大野忠士氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって7年となります。安藤よし子氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
7. 川島勇氏は、2022年6月17日開催の日本高純度化学株式会社の第51期定時株主総会において同社社外取締役に就任予定であります。また、同氏は、2022年6月に日本電気株式会社の常勤監査役を、同年11月に公益社団法人日本監査役協会の副会長・会計委員会委員長をそれぞれ退任予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリクス

当社は、取締役および監査役が、重要な業務執行の決定や監督を適切に行うために備えるべきスキルとして、「企業経営・組織マネジメント」、「グローバル経験」、「製造・品質、技術・開発」、「業界の知見」、「財務・会計」、「法務・リスク管理」、「人事・労務・人材開発」、「ESG」の8項目を選定致しました。本定時株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の当社取締役・監査役の構成および経験・専門性は、以下のとおりです。

	氏名	在任 年数 (年)	経験・専門性							
			企業経営 組織マネジメント	グローバル 経験	製造・品質 技術・開発	業界の知見	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務・ 人材開発	ESG
取 締 役	中川 実	15	○	○		○				
	良知 昇	6	○	○		○	○			
	宮崎 和也	4			○	○				
	野口 幸男	4			○	○				
	西山 泰治	-		○	○	○				
	大野 忠士 (社外)	* 10		○			○			○
	アイアト・ウィリアム (社外)	7	○	○		○		○		
	安藤 よし子 (社外)	3	○					○	○	○
川島 勇 (社外)	-	○	○			○	○			
監 査 役	小林 久員	2					○	○		
	池口 毅 (社外)	9	○					○		○
	安川 喜久夫 (社外)	7	○				○		○	
	垣内 明彦 (社外)	7					○	○		○

\* (社外)監査役3年を含む。

以 上



〈MEMO〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルク大阪5階「カナール」  
電話 (06) 6350-2111  
地下鉄御堂筋線 新大阪駅徒歩5分

